

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和3年6月30日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年8月6日

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 村 山 秀 幸
同 菊 地 健太郎
同 武 田 聡

(様式)

ま 政 第 1 7 8 号

令和 3 年 7 月 3 0 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤孝弘

まちづくり政策部定例監査結果についての措置状況 (通知)

令和 3 年 6 月 3 0 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
管理住宅課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 備品管理事務において、備品シールが貼付されていないものがあった。 ・ キーボックス	1 備品を点検の上、貼付されていない備品に備品シールを貼付しました。今後は、適正な備品の管理を行います。
	2 市営住宅の指定管理業務において、提出された事業報告書の承認をしていなかった。	2 令和 2 年度の事業報告書については、提出後承認の事務手続きを行いました。今後は、適正な事務処理を行います。